

令和5年 第1回

富士・東部広域環境事務組合議会
定例会 会議録

令和5年 3月 1日 開会

令和5年 3月 1日 閉会

富士・東部広域環境事務組合議会

富士・東部広域環境事務組合告示第103号

地方自治法第101条第8項の規定に基づき、令和5年第1回富士・東部広域環境事務組合議会定例会を次のとおり変更し、招集する。

令和5年2月10日

富士・東部広域環境事務組合
管理者 堀内 茂

変更前	1 期 日 令和5年2月10日(金)午後2時45分 2 場 所 富士吉田市環境美化センター
変更後	1 期 日 令和5年3月1日(水)午前11時00分 2 場 所 富士吉田市環境美化センター
変更理由	変更前の期日において、大雪警報が発令され交通障害が発生し、参集することが困難であるため。

令和5年第1回 富士・東部広域環境事務組合議会 定例会

議 事 日 程

(日時)

令和5年3月1日(水) 午前11時00分開議

(日程)

	開会
日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	発議第1号 富士・東部広域環境事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第4	議案第1号 令和5年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算
日程第5	議案第2号 富士・東部広域環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第6	議案第3号 富士・東部広域環境事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	閉会

出 欠 席 者

出席議員

1 番	勝俣 大紀 (富士吉田市)	2 番	羽田 幸寿 (富士吉田市)
3 番	渡辺 利彦 (富士吉田市)	4 番	太田 利政 (富士吉田市)
5 番	藤江 喜美子 (都留市)	6 番	国田 正己 (都留市)
7 番	鈴木 基方 (大月市)	8 番	萩原 剛 (大月市)
9 番	天野 淳一 (上野原市)	11 番	山口 章 (道志村)
12 番	小林 剛 (西桂町)	13 番	藤江 雅江 (西桂町)
14 番	渡邊 喜久一 (忍野村)	16 番	佐藤 博水 (鳴沢村)
17 番	中野 貴民 (富士河口湖町)	18 番	倉澤 鶴義 (富士河口湖町)
19 番	船木 直光 (小菅村)		

欠席議員

10 番	小俣 崇 (上野原市)	15 番	羽田 彌壽彦 (山中湖村)
20 番	嶋崎 義人 (丹波山村)		

説明のため出席した者の職氏名

管理者	堀内 茂 (富士吉田市長)	副管理者	堀内 富久 (都留市長)
副管理者	小林 信保 (大月市長)	副管理者	村上 信行 (上野原市長)
副管理者	長田 富也 (道志村長)	副管理者	山崎 泰洋 (西桂町長)
副管理者	天野 多喜雄 (忍野村長)	副管理者	高村 正一郎 (山中湖村長)
副管理者	小林 優 (鳴沢村長)	副管理者	渡辺 喜久男 (富士河口湖町長)
副管理者	船木直美小菅村長代理 木下 拓郎 (住民課長)	副管理者	岡部 岳志 (丹波山村長)

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郷田 弘一	総務課長	岡村 等
総務課職員	渡邊 教人	総務課職員	吉田 晴信
総務課職員	小野田 壮一朗	建設課長	宮下 洋一
建設課職員	小俣 昌寛	建設課職員	三木 孝浩
参与	堀内 明義	参与	滝口 彰一
会計管理者	阿藤 文代 (富士吉田市併任職員)		

開会（午前 11 時 00 分）

総務課長（岡村等君）

本会議を始めさせていただきたいと思います。

まず、初めにあいさつを交わしたいと思います。皆様、ご起立をお願いいたします。相互に礼。

ご着席ください。

改めまして、こんにちは。

富士・東部広域環境事務組合総務課長の岡村でございます。

よろしくをお願いいたします。

誠に恐れ入りますが、会場のお越しの皆様におかれましては、携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

失礼ながら以降、着座にて進行をさせていただきます。

開会の前に欠席の連絡をいたします。

上野原市「小俣崇」議員、山中湖村「羽田彌壽彦」議員、丹波山村「嶋崎義人」議員におかれましては、本日の会議を欠席する旨の届け出がございました。

また、小菅村「船木直美」副管理者におかれましては、「木下拓郎」住民課長を代理出席させる旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

それでは、国田議長より開会のごあいさつをお願いいたします。

議長（国田正己君）

今定例会がスムーズに運営できますよう、格段のご高配をお願い申し上げ、一言、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は 17 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 5 年第 1 回富士・東部広域環境事務組合議会定例会を開会いたします。

まず、地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に管理者以下執行部の出席を求めておりますのでご了承ください。

次に、新たに組合議員となられた方々のご紹介をさせていただきます。

令和 4 年 12 月 5 日、忍野村議会より「渡邊喜久一」議員が選出されました。

令和 5 年 2 月 21 日任期満了に伴い、上野原市議会より「天野淳一」議員及び「小俣崇」議員が選出されました。なお、議席につきましては、会議規則第 3 条の規定により、議長において「天野淳一」議員 9 番、「小俣崇」議員 10 番、「渡邊喜久一」議員 14 番を指定いたします。

次に、本日の日程ですが、お手元配布の「議事日程表」のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

次に、報告事項を申し上げます。地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、監査委員により実施された現金出納検査結果は、お手元配布のとおりでありますのでご報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（国田正己君）

これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において4番「太田利政」議員、7番「鈴木基方」議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（国田正己君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 発議第1号

議長（国田正己君）

日程第3、議員提出議案の上程を行います。

本日、1番「勝俣大紀」議員他16名から、議員提出議案、発議第1号「富士・東部広域環境事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」が提出されました。これを議題として上程いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案、発議第1号は出席議員全員の提出議案でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号についてお諮りいたします。

発議第1号「富士・東部広域環境事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4から第6 議案第1号から第3号

議長（国田正己君）

次に、管理者から議案の提出がありましたのでご報告いたします。

議案等につきましては、お手元に配布してありますのでご了承願います。

お諮りいたします。

本定例会に管理者から提出されました、日程第4議案第1号「令和5年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算」から、日程第6議案第3号「富士・東部広域環境事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」までを、一括議題として上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

管理者より、あいさつを兼ねて提案理由の説明を求めます。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

堀内管理者。

管理者（堀内茂君）

本日ここに、令和5年第1回富士・東部広域環境事務組合議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご参集を賜り、心からお礼を申し上げます。

当初、先月の10日に開催を予定しておりました本定例会は、すでに出発されていた議員の皆様、首長の皆様がおられる中、正午過ぎに県内全域に大雪警報が発令されました。帰路の安全等を考慮し、開催日の変更を判断させていただきましたが、直前の変更となってしまいましたことに深くお詫びを申し上げます。今回の教訓を活かし、今後は迅速に対応して参りますので、何卒ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

開会にあたり、まず今日までの組合の経過についてご報告申し上げます。

はじめに、今年度中の策定を目指しております「循環型社会形成推進地域計画」についてでございますが、これまで担当者で組織するワーキンググループを8回、課長で組織する連絡調整会議5回、首長で組織する正副管理者会議4回、延べ17回協議の場を設け、検討を重ねてまいりました。

内容につきましては、先ほど開催いたしました全員協議会でその内容をご説明申し上げたところでございますが、現在の進捗状況といたしましては、計画案として国との協議が段階的に進んでおり、本年度中の策定に目途が立ったところでございます。この計画が採択されますと、交付金が公布されまして、令和5年度では環境影響評価や、基本計画の策定、用地測量や地質調査等が始まります。これまで進めてきた準備も、いよいよ具体的な協議の段階に入っておりますので、議員の皆様におかれましては引き続き、事業の推進にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上が今日までの経過でございます。

続いて、本定例会に提案いたします案件について、ご説明申し上げます。

今回、提案いたします案件は予算案件1件、条例関係2件の計3件であります。

まず議案第1号ですが、「令和5年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算」でございまして、歳入歳出の総額をそれぞれ245,603,000円とするものであります。

その結果、前年度当初予算に比べ、29.7%、56,250,000円の増額となっております。

続きまして議案第2号「富士・東部広域環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定についてでございますが、本案は「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、個人情報の制度を運用する為の規程を整備する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号「富士・東部広域環境事務組合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正についてでございますが、本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴うもので、育児休業の取得回数制限の緩和等を行い、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備することで、仕事と家庭生活の両立を支援するために所要の改正を行うものであります。

これらの詳細につきましては、後ほど事務局長より説明させていただきますが、いずれもご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症もまだ収まらない中でございます。インフルエンザも流行する時期でございますので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、組合事業の推進のため、引き続きご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（国田正己君）

管理者の提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する詳細説明を求めます。

～「議長」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

郷田事務局長。

事務局長（郷田弘一君）

定例会議案綴 26 ページをお願いします。

議案第 1 号、令和 5 年度一般会計予算について、説明させていただきます。

第 1 条で、歳入歳出の総額を 245,603,000 円と定めております。

第 2 条では、継続費について定めております。

第 3 条では、一時借り入れ金の最高額を 100,000,000 円としております。

主な歳入歳出予算を説明いたします。

30 ページをお願いします。

歳入は、1 款分担金及び負担金、構成市町村からの総務費・施設建設費に対する負担金、本年度予算額 208,697,000 円、前年度比 19,346,000 円の増となっております。

3 款国庫支出金、予算額 36,900,000 円。これは、歳出で計上した用地測量、地質調査、基本計画策定、環境影響評価業務に対する事業費の 3 分の 1 の循環型社会形成推進交付金です。

以上が歳入予算となり、歳入合計 245,603,000 円としております。

31 ページをお願いします。

歳出予算です。

1 款議会費、予算額 1,884,000 円です。前年度比 462,000 円の増額となっております。

2 款総務費、予算額 87,382,000 円、前年度比 66,070,000 円の減額となります。総務費は組合運営の経常的経費です。減額の要因は、負担金補助及び交付金で、令和 3 年度協議会での人件費等清算負担金 66,290,000 円の減額が主な要因となっております。

3 款衛生費、155,337,000 円の計上です。前年度比 121,858,000 円の増額となりました。増額の要因は委託業務の増加によるものです。令和 5 年度では環境影響評価業務、道路・橋梁予備設計等業務、基本計画策定業務、建設用地測量等業務、建設用地地質調査等業務等の業務を計上しております。

以上が歳出予算となり、歳出合計 245,603,000 円としております。

44 ページをお願いします。

次に、議案第 2 号「富士・東部広域環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について、説明いたします。

国において社会全体がデジタル化する中で、個人情報保護とデータ流通の両立を図るという目的で、いわゆる「デジタル関連法案」において「個人情報の保護に関する法律」

が大幅に改正され、令和3年5月19日に公布されたところでございます。個人情報の保護とその効率的な活用を図るために体系が大きく見直され、個人情報の取扱いルールが既存の「個人情報保護条例」から「改正法」に置き換わる形となり、令和5年4月1日に施行されるため、「個人情報の保護に関する法律」の施行に関し、必要な事項を定めるためのものであります。

47ページをお願いします。

引き続き、議案第3号「富士・東部広域環境事務組合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正について、説明いたします。

育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正及び人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うことにより、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備し、仕事と家庭生活の両立を支援するため、所要の改正を行う内容となっております。

以上で詳細説明といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（国田正己君）

これより、日程第4議案第1号「令和5年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算」の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4議案第1号「令和5年度富士・東部広域環境事務組合一般会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立全員～

議長（国田正己君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（国田正己君）

これより、日程第5議案第2号及び日程第6議案第3号を一括審議に付し、一括採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号を一括審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（国田正己君）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号及び議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君のご起立を求めます。

～起立全員～

議長（国田正己君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会（午前 11 時 23 分）

議長（国田正己君）

以上をもちまして、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。これをもって、令和 5 年第 1 回富士・東部広域環境事務組合議会定例会を閉会いたします。

総務課長（岡村等君）

最後にあいさつを交わして終わりたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。相互に礼、お疲れ様でございました。

～解散～

以 上

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 3 月 1 日

富士・東部広域環境事務組合

議 長 国 田 正 己

会議録署名議員 太 田 利 政

会議録署名議員 鈴 木 基 方